

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例

新	旧
<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 事業所における環境負荷の低減等 第1節 (略) 第2節 化学物質の適正な管理 (第39条～<u>第42条の4</u>) 第3節～第5節 (略)</p> <p>第6章～第14章 (略) 附則</p> <p>(<u>第一種指定化学物質の取扱量等の報告</u>)</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 事業所における環境負荷の低減等 第1節 (略) 第2節 化学物質の適正な管理 (第39条～<u>第42条の3</u>) 第3節～第5節 (略)</p> <p>第6章～第14章 (略) 附則</p> <p>(<u>化学物質管理目標の作成等</u>)</p>
<p>第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者 (<u>第42条の4第1項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。</u>) に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質 (同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び第42条の4第1項において同じ。) の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質 (同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この項において同じ。) の管理に関する目標 (以下「化学物質管理目標」という。) を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る第一種指定化学物質の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、当該化学物質管理目標の達成の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により第一種指定化学物質の取扱量等を報告した事業者は、県民に対し、当該報告に係る情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>3 知事は、前2項の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、県民に対し、当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を提供するように努めなければならない。</p>
<p>4 知事は、前項の規定により事業者が第一種指定化学物質の取扱量等の報告に係る情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>5 知事は、前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者が当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を県民に</p>

新	旧
<p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p> <p>第42条の3 指定事業所の設置者(当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。)は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。<u>ただし、初回の報告を除き、当該期間中に排煙指定物質若しくは排水指定物質の排出、特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管又は第5号に規定する炭化水素系特定物質の発生がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(化学物質管理計画書の作成及び提出)</p> <p>第42条の4 第一種指定化学物質等取扱事業者その他の規則で定める者は、<u>第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類(以下この条において「化学物質管理計画書」という。)を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により化学物質管理計画書を作成した事業者は、<u>規則で定めるところにより、当該化学物質管理計画書を知事に提出しなければならない。</u> <u>化学物質管理計画書に記載した内容を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>3 知事は、前項の規定による化学物質管理計画書の提出があったときは、<u>必要に応じ、助言その他の支援を行うものとする。</u></p> <p>(違反者等への勧告)</p> <p>第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項、第42条の3第1項、<u>第42条の4第1項若しくは第2項、第51条から第52条の6まで、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。)</u>又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2</p>	<p>提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p> <p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p> <p>第42条の3 指定事業所の設置者(当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。)は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(違反者等への勧告)</p> <p>第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、第51条から第52条の6まで、第58条の3、<u>第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、<u>第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。)</u>又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、<u>第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条</u></p>

新	旧
<p>項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定（次条において「第6条等の規定」という。）に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定（次条において「第6条等の規定」という。）に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>